

平成29年12月26日

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 服部博明

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決 議 事 項

**第1号議案** 株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件  
本件は、原案どおり承認可決され、これにより、株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの間で、平成30年4月1日を効力発生日として、当行を株式交換完全子会社、株式会社関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全親会社とする株式交換を実施いたします。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決され、定時株主総会の基準日制度を廃止し、現行定款第13条を削除するとともに、現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げます。  
なお、本定款変更は平成30年3月31日の前日までに株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成30年3月30日に効力を生じるものといたします。

(ご参考)

平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）については、当行現行定款第49条（本定款変更後の第48条）に従い、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆さまに対し、当行より支払う予定であります。

以 上